

野木町歯及び口腔の健康づくり推進条例（案）に関する意見募集の結果について

○募 集 期 間 平成29年8月29日（火）～平成29年9月29日（金）

○意見提出結果 提出者 1名 意見件数 2件

○意見書提出方法 文書提出 1名

○町内在住者 1名

○担 当 課 健康福祉課

○意見の概要と意見に対する対応・考え方について

NO	意見の概要	検討結果	意見に対する考え方（結果説明）
1	責務と役割の違いは何ですか。法的根拠はあるのですか。	ご意見に対しては右記のとおりです。	「責務」は果たさなければならない努めのこと、「役割」は割り当てられた役目のこと。  法的根拠はありません。
2	町民の役割と表現されますと役割を与えられたと感じます。町民の健康維持のことですので、個人が自覚を持つ意味を含め、明確な根拠がなければ条例ですので責務の方が適当だと考えます。  また、文面の「実施しなければならない」「努めるものとする」はそのままで良いと考えます。	ご意見に同意し修正いたします。	本条例は町民の健康増進と健康寿命の延伸を図るために制定することから、町民自らが歯と口腔の健康づくりに取り組むことが求められるために「役割」を「責務」に修正いたします。  また、「努めるものとする」は原案のとおりいたします。